

平成 26 年 11 月 11 日  
財 務 局  
主 税 局

## 『日本再興を支える地方税財政の確立に向けて』都市からの提言』について

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限とそれに見合う財源により、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものです。

今改めて必要なことは、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、地方の役割に見合った財源を確保することであり、そのためには、地方税財源の充実強化を国・地方が一体となって、進めていかなければなりません。

今後、年末に向けて税制改正議論が本格化する中、東京都は、神奈川県、愛知県、大阪府及び名古屋市と連携し、下記のとおり地方税財政に関する提言を策定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 提言項目

- ・法人事業税の暫定措置の撤廃
- ・地方法人税の撤廃
- ・法人実効税率の見直し
- ・地方分権に資する地方税財政制度改革の推進

#### 2 今後の対応

本提言を国に提出し、併せて5都府県市による共同要請を実施します。

##### (1) 日時・要請先

平成 26 年 11 月 13 日（木）

要請先：高市早苗 総務大臣

##### (2) 要請者

東京都知事 舛添 要一

神奈川県知事 黒岩 祐治（代理 副知事 黒川 雅夫）

愛知県知事 大村 秀章

大阪府知事 松井 一郎（代理 副知事 植田 浩）

名古屋市長 河村たかし（代理 副市長 田宮 正道）

（問い合わせ先）  
財務局主計部財政課  
03-5388-2669

## 『日本再興を支える地方税財政の確立に向けて』都市からの提言

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限とそれに見合う財源により、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

一方、最終支出ベースにおける国と地方の歳出比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しているという状況となっている。

今改めて必要なことは、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、地方の役割に見合った財源を確保することであり、そのためには、地方税財源の充実強化を国・地方が一体となって、進めていくことである。

しかしながら、国は、あるべき地方税財政の全体像を示すことなく、10兆円を超える地方の財源不足をどう解消するかという本質的な議論を棚上げにしたまま、地方の限られた財源を再配分することに終始してきた。その結果、地方自治の根幹である地方財政を危機に至らしめる不合理な制度の見直しが続けられている。

地方財政が抱える巨額の財源不足は、地方間の水平調整では解決しないことは明らかである。都市と地方が限られた財源を取り合うのではなく、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させていくことが重要である。そのためには、都市圏と地方圏の持つ強みをそれぞれが発揮し、その相乗効果により、より多くの付加価値を、より効率的に生み出していかなければならない。

こうした背景を踏まえ、日本再興を支える地方税財政の確立を目指し、以下のとおり提言する。

平成26年11月

東京都知事	舛添 要一
神奈川県知事	黒岩 祐治
愛知県知事	大村 秀章
大阪府知事	松井 一郎
名古屋市長	河村 たかし

## [提言事項]

### 法人事業税の暫定措置の撤廃

- ・ 法人事業税の暫定措置は、消費税10%への引上げを待つことなく、速やかに撤廃し、地方税として復元すること

### 地方法人税の撤廃

- ・ 地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税に復元すること

### 法人実効税率の見直し

- ・ 法人実効税率の引下げに際しては、地方自治体に影響を与えないよう恒久的かつ確実な代替財源を確保すること
- ・ 地方自治体を実施している超過課税の見直し要請等を行わないこと
- ・ 法人事業税における中小法人への外形標準課税の拡大に対しては、その負担に配慮し慎重に検討すること

### 地方分権に資する地方税財政制度改革の推進

- ・ 地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、国と地方の税率比率を歳出比率に見合うものとするため、地方税の充実・強化を進めること
- ・ 財源保障機能及び財源調整機能を担う地方交付税の法定率引上げや、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に的確に反映することなど、国が責任を持って対応し、地方交付税総額を確保すること
- ・ 臨時財政対策債は速やかに廃止し、地方交付税の法定率の引上げにより、本来の姿である地方交付税に復元すること

## I 提言の背景

(1) 日本経済を成長させていくためには、都市が国の成長を牽引し、都市圏と地方圏の相乗効果により、新しい魅力を生み出していくことが不可欠

日本経済は、実質GDP成長率、雇用情勢、設備投資等の指標を見ても、力強さを取り戻しつつあり、企業収益もリーマンショック前の水準近くまで回復してきている。しかしながら、少子化による人口減少社会に突入する中、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくことは、決して容易なことではない。また、近年では、アジア諸国が急速な経済成長を遂げている一方、我が国のプレゼンス、国際競争力は相対的に低下しつつある。

経済の成熟化、グローバル化の進展など、社会構造が転換期を迎える中で、日本経済を持続的に成長させていくためには、都市が国際競争に打ち勝ち、引き続き、国の成長の牽引役としての役割を果たしていかなければならない。しかし、都市においては、比較的緩やかであった高齢化が今後急速に進行するとともに、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新期を迎え、このままでは、牽引役であるべき都市の経済活力が低下し、ひいては国全体の成長の足かせにもなりかねない状況にある。

併せて、地方圏が日本経済の約45%を占めていることを踏まえれば、都市のみならず地方経済の活性化が必要不可欠である。そのためには、都市圏と地方圏それぞれが持つ固有の強みや潜在力を最大限発揮し、その相乗効果により、活力に満ちた地域経済社会を日本全体で築いていくことが重要である。

## (2) 地方財政が抱える巨額の財源不足は地方間の水平調整では解決しない

地方の財源不足は10兆円に上っているが、国は、昨今の地方税財政を巡る議論を都市と地方の財源争いという構図に矮小化し、地方自治の根幹である地方財政を危機に至らしめる不合理な制度の見直しを行ってきた。

地方財政が抱える巨額の財源不足は、地方間の水平調整では解決しないことは明らかである。都市と地方が限られた財源を取り合うのではなく、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させていくことが重要である。

## (3) 税収格差は縮小しており、これ以上の偏在是正措置を検討する理由はない

税収のいわゆる「偏在度」については、偏在性の小さい地方消費税が拡充されることにより、法人事業税の暫定措置を撤廃しても、暫定措置導入前の水準を下回る状況となっている。まして、消費税10%段階においては、更に「偏在度」が縮小することに留意する必要がある。

		17年度 (暫定措置 導入判断時)	24年度	暫定措置 撤廃・復元	消費税率8%段階 地方消費税率 引上げ(1.7%)	消費税率10%段階 地方消費税率 引上げ(2.2%)
人口 1人当たり 道府県税収	最大(東京都)	219,360円	179,184円	210,638円	230,494円	244,676円
	最小(沖縄県)	69,347円	71,462円	79,118円	89,676円	97,218円
	最大/最小	<b>3.16倍</b>	2.51倍	2.66倍	2.57倍	<b>2.52倍</b>



## Ⅱ 法人事業税の暫定措置の撤廃

平成20年度税制改正において、地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。

### (1) 地方消費税が引上げられたことにより、暫定措置を継続する理由はない

平成26年4月から消費税率が引き上げられ、暫定措置創設時に予定していた地方消費税及び地方交付税原資の充実が実現した。このため、暫定措置は当然に撤廃され、地方税として復元されるべきところ、消費税8%段階での地方税への復元は3分の1にとどまっている。

### (2) 法人事業税の暫定措置は、受益と負担という地方税の原則に反し地方自治を侵害するもの

地方税には、地方自治体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担すべきという応益性の原則がある。この点、法人事業税の暫定措置は、法人が公共サービスの提供を受けている地方自治体とは関係なく税が配分されることから、受益と負担の関係が分断されており、地方税における応益性の原則に反するものである。さらに、地方が課税権を有する法人事業税を国が取り上げて再配分することは、地方税の充実を図るという地方分権の考え方に逆行するものであり、企業誘致など地方自治体の地域活性化に向けたインセンティブを阻害するものである。

### 提言

法人事業税の暫定措置は、消費税10%への引上げを待つことなく、速やかに撤廃し、地方税として復元すること

## Ⅲ 地方法人税の撤廃

平成26年度税制改正において、地方消費税の引上げにより、「地方交付税の交付団体においては、増収分が地方交付税の減となって相殺される一方、不交付団体では、財源超過額の増となり、地方公共団体間の財政力格差がさらに拡大する」との理由から、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方法人税を創設するとともに、その全額が地方交付税原資化された。

### (1) 法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行する

法人住民税は、都道府県だけでなく、市町村を含む地方全体の貴重な自主財源であり、これを国税化することは、将来にわたり地方全体の財政自主権を弱めるものである。

また、地方交付税原資化により、地方交付税への依存度が高まることは、自主財源である地方税の充実を図るといふ、地方分権の考え方に大きく逆行する。加えて、法人住民税の国税化は、受益と負担の関係に反し、また、企業誘致などの地方自治体の税源涵養に向けた取組への意欲を失わせるものである。

なお、一部の不交付団体においては、法人住民税の国税化による減収が地方消費税の増収を上回り、差し引きで減収となる可能性がある。その場合、地方消費税の引上げにより住民負担が増加するのにもかかわらず、住民サービスの削減を余儀なくされるなど、地方法人税は自治体運営を阻害することとなる。

### (2) 実質的に地方交付税の総額不足の補填に活用されかねない

平成27年度以降、国においては、新たな措置として、地方法人税の偏在是正効果により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用し、地方財政計画に歳出を計上することとされている。しかしながら、地方交付税の総額は、総務省と財務省の折衝により決定されるものであることから、実際に地方交付税総額が増えるという保障はなく、実質的に地方交付税の総額不足の補填に活用される

恐れがあり、地方の財源が国の財政再建に充てられる可能性が十分考えられる。

## 提言

地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税に復元すること



## IV 法人実効税率の見直し

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、法人実効税率の引下げが明記された。その要旨としては、「成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する」、「数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」の2点が掲げられており、年末の税制改正に向けて具体的方策の検討がなされることとなった。

### (1) 法人実効税率の引下げに際しては、恒久的かつ確実な代替財源を確保し、不交付団体を含むすべての地方に影響を与えないことが前提

法人実効税率の引下げは、所得に係る企業の税負担を軽減することを通じて日本の国際競争力強化に資すると考えられる。一方で、法人関係税収は、地方交付税原資を含めると、約6割が地方の重要な財源となっており、法人実効税率の引下げは地方に甚大な影響を及ぼす。

また、少子高齢化対策や社会資本ストックの維持・更新、防災・減災対策など、地方には将来にわたって膨大な行政需要があることから、安定的な代替財源の確保が必要不可欠である。

特に、都市は税収に占める法人課税の割合が高いため、恒久的かつ確実な代替財源のない、景気の回復による税収増を期待しての税率の引下げは、景気変動による税収減が生じた場合の影響を益々深刻にするものである。

### (2) 超過課税の廃止・引下げを国が要請することは、憲法によって保障された地方の課税自主権を無視した行為である

法人実効税率引下げ議論の中で、地方に対して、超過課税の廃止を要請する意向が国側にある旨の報道がなされている。しかし、そもそも、超過課税は、地方自治体が自らの責任と権限において、地域の実情に応じて行っているものであり、法人実効税率を引き下げするための単なる手段としてこれを利用することは、課税自主権を拡大してきた地方分権の流れに反し、憲法によって保障さ

れた課税自主権を無視した行為である。

また、超過課税は全ての都道府県と半数以上の市町村で幅広く行われており、仮に、都市だけが超過課税の廃止等を行った場合、結果として都市への更なる企業集積を加速させることにもつながりかねない。

### (3) 法人事業税における外形標準課税の拡大に対する中小法人への配慮

法人実効税率引下げの議論において、課税ベースを拡大し、法人課税を広く薄く負担を求める構造に変えるために、外形標準課税の拡大が検討されている。外形標準課税は、広く薄い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものである。また、所得課税割合の軽減となり、成果を出す企業を後押しするといった効果があることから、法人事業税の課税方式として望ましい方法とされている。

今回の法人税改革の一環として、外形標準課税の拡大について議論がなされているが、中小法人を外形標準課税の対象とすることについては、その負担に配慮し慎重に検討すべきである。

#### 提言

- ・ 法人実効税率の引下げに際しては、地方自治体に影響を与えないよう恒久的かつ確実な代替財源を確保すること
- ・ 地方自治体が実施している超過課税の見直し要請等を行わないこと
- ・ 法人事業税における中小法人への外形標準課税の拡大に対しては、その負担に配慮し慎重に検討すること

## V 地方分権に資する地方税財政制度改革の推進

### (1) 税源移譲などにより地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、地方税体系の構築

地方の自立と主体的な地域の課題解決に向けては、更なる地方分権の推進と財政自主権の確立により、地方自治体が自らの権限と財源に基づいて行財政運営を行う真の地方自治の実現が不可欠である。しかし、国と地方の歳出比率が4：6であるのに対し、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率は、6：4という逆転した状況になっている。

今、目指すべきは、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくことであり、そのためには、消費税をはじめ、複数の基幹税からの税源移譲などにより地方税の充実・強化を進めていくべきである。

### (2) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額の確保

今後も大幅な社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を推進していくためには、裏付けとなる財源の確保が必須であり、その財源として、地方交付税については、確実に保障されることが不可欠である。また、地域間の税収格差を調整するのは、地方交付税の役割である。このため、財源保障機能及び財源調整機能を担う地方交付税の法定率引上げや、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に的確に反映することなど、国が責任を持って対応し、地方交付税総額を確保すべきである。

### (3) 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以来、地方から廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、4度目の延長期間である平成25年度で廃止されることなく、平成28年度まで5度目の延長がなされたところである。

地方の借入金残高は、200兆円規模で推移しているが、このうち臨時財政対策債の残高は増嵩を続けており、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっている。

臨時財政対策債を延長し、大量発行する状況を放置することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分に果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は、持続可能な地方財政制度の観点から、抜本的な見直しが急務である。

臨時財政対策債は速やかに廃止し、地方交付税の法定率の引上げにより、本来の姿である地方交付税に復元すべきである。

また、臨時財政対策債については、累増する都道府県残高のうち、都市の3府県が約2割を占め、都市3府県の臨財債償還費の増加率が、他の道府県に比べて非常に高くなっていることなどが示すように、比較的財政力の高い都市へ過度に傾斜配分されている。臨時財政対策債を廃止するまでの間においても、財政力指数の高い地方自治体に過大に配分されている不公平な臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すべきである。

## 提言

- ・ 地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、国と地方の税率比率を歳出比率に見合うものとするため、地方税の充実・強化を進めること
- ・ 財源保障機能及び財源調整機能を担う地方交付税の法定率引上げや、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に的確に反映することなど、国が責任を持って対応し、地方交付税総額を確保すること
- ・ 臨時財政対策債は速やかに廃止し、地方交付税の法定率の引上げにより、本来の姿である地方交付税に復元すること